

会議報告書

会議名	平成26年度 第5回三郷市介護保険運営協議会
日 時	平成27年1月29日(木) 午後1時から午後3時まで
場 所	健康福社会館 2階 視聴覚室
出席者 (14名)	【会 長】 長友 祐三 【委 員】 田中 良夫、宍戸 六郎、藤竿 千恵美、尾上 朝子、大場 敏明、 (6名) 森 幸枝 【事務局】 森 好弘(福祉部長) (7名) 道言 薫(副部長兼ふくし総合支援課長) 大石 京子(参事兼長寿いきがい課長) 森 泰子(ふくし総合相談室副参事兼室長兼地域包括係長) 三浦 直美(長寿いきがい課長補佐兼長寿いきがい係長) 長濱 崇二(長寿いきがい課長補佐兼介護給付係長) 高瀬 京子(介護給付係主査)
傍聴人	3名
次 第	別紙次第のとおり
資 料	別紙資料一覧のとおり

●議事結果／確認事項

<議 題>	
① パブリック・コメントの意見について	⇒ 原案のとおり了承
② 介護保険事業計画の詳細について	⇒ 原案のとおり了承
③ 第6期介護保険事業計画の諮問の答申(案)について	⇒ 原案のとおり了承

●報告事項・その他(連絡・確認事項)

・本日の報酬の振込日について ・次回の開催予定について
--

【会議要旨】

1. 開会（司会:大石参事）

2. 会長あいさつ

3. 副部長あいさつ

4. 議事（議事進行:長友会長）

①パブリック・コメントの意見について説明

（事務局）「資料1」をもとに説明する。

（会長）回答についてはまだ具体的に明示されておりませんが、今回の意見を踏まえて、今後の計画策定の参考になるような意見をお出しいただければと思います。

（委員）この意見を見ると、一般市民が書いた文章でないと思われます。毎年パブリックコメントを実施していますが、一般市民からの意見はほとんどありません。そういう意味では、パブリックではないのだから、本当に必要なのでしょうか。委員の中に一般市民代表の方もいるので、そういう方のご意見を聞くだけでもいいのではないかと思います。莫大な費用を掛けてまで行う必要はないという気がします。

（事務局）パブリックコメントの手続きについてどのくらいの費用が掛かっているのかは分かりませんが、パブリックコメントの必要性はご存知のことと思います。幅広く皆様の意見を計画に吸い上げる必要があり、実施しているところですが、結果的にこのようなご意見のみということとなりました。

（委員）7～8年前は利用者から意見が来ましたが、この3年間は施設運営者や関係者からの意見ばかりになっています。

（事務局）内容も複雑なものが増えてきておりますし、市民の方が身近なものとしてご覧いただけるようになっていないのではないかと思います。そういう意味では、この計画の前段階である市民アンケート調査等でご意見を聞いており、この調査結果も計画にある程度反映させて、最終的にパブリックコメントを行っております。

（委員）市民アンケート調査は、事前に対象者を選択して実施していてパブリックコメントにはならないと思います。専門職の意見よりも皆さんに○×で聞くことも必要だということで意見しています。

（事務局）市民アンケート調査では、すべての項目についてお聞きしているわけではなく、ポイントを絞ってお聞きしております。パブリックコメントの必要性・重要性というのは、行政手続上で必要なものであり、パブリックコメント条例に基づき、基本的に計画策定等の重要案件に対して実施することとしています。市民の方から広く意見を求めるという目的のもと、全国の自治体でも実施しており、意見があるなしに関わらず行うことになっております。

(会長) 手続上は、パブリックコメントを行うことになっておりますので続けていく必要があると思います。費用につきましては今後の課題として、出来るだけかからないような形を検討していただければと思います。

(委員) この意見が計画書の中にどのように反映されるのか確認したいというところだと思います。回答案を示して、それを計画にどのように反映させるかについてお聞かせください。

(事務局) 意見によっては、すでに記載している内容の中に盛り込まれている場合がございますし、新たなご提案もいただいております。新たなご提案につきましては費用に関わる部分もありますので、検討していく必要もあります。盛り込んでいないものについては、極力盛り込む方向性で考えております。

(委員) 回答案の中でそれに沿ったものを出していくという形ですね。

(事務局) そのようになります。

(会長) ある程度の方向性は載せるということですね。

(委員) こういう意見に対してこのような考えがあるということが多少分かればと思います。

(事務局) 現在の考えについてのお話になるのですが、1つ目の意見書の中の、要支援・要介護の認定の利用につきましては、費用が生じる部分になります。対象者が増えるということになると、サービスの質の問題もありますので、制度の主旨から認定を受けていない方を対象とすることは考えておりません。2点目につきましては、受け皿の話になり、必要な部分ではございます。これは表現を変えるなどして反映していく必要があると思います。目標値の設定については、把握していないのでお示しすることは出来ないと考えています。

3点目につきましては、計画に書いてありますように、地域で活動している皆様からご意見をいただいたり、相談活動については地域包括支援センター等で行っております。物忘れ外来を増やしたり、医師会のご協力をいただいてアンケート調査を行っております。

4点目、5点目については、まだ立ち上がっておりません。具体的な回数まで明示できるかは分かりませんが、目標値として回数を示すことは出来ると思います。人材の確保に関する部分は費用に関わる部分であります。具体的に人材を確保するというのではなく、人材の教育・育成を図ることを考えております。

6点目、7点目につきましては、見込量をこの計画に提示する予定になっております。施設整備についてもご提示する予定です。

8点目の相談体制については、具体的な専門職の配置もいただいているのですが、こちらは職員の採用部分にも関わってきますので、今度、人事担当部署とも検討してまいります。

9点目の介護人材の確保については、何かしらの記載を考えております。

2つ目の意見書に関しては、認知症施策を介護保険分野で推進していく中で障害の発生の仕方も色々あるということで、高次脳機能障害を認知症施策と一緒にやってほしいというご希望でしたので、認知症だけでなく高次脳機能障害の方も視野に入れて支援していくことも盛り込んでおります。

(会長)ありがとうございます。事務局の回答について何かご意見はございますか。

(委員)数字目標として掲げてもらいたいという提案がありますが、具体的な事業の数値目標については細かいところまで挙げていくのでしょうか。

(事務局)現時点では具体的な数字目標を提示する予定はございません。高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を同時に策定しますが、高齢者保健福祉計画はパブリックコメントに適していますが、介護保険事業計画は、数字目標や金額が記載されることもあり、どこの市町村でもパブリックコメントを実施しておりません。

(会長)意見2の最後のところで、障がい福祉分野と介護保険分野の連携が書かれておりますが、このすり合わせについて何か行いますか。

(事務局)障がい福祉課から情報提供を受け、お互いに行っております。

(会長)お互いの計画に反映させるということでしょうか。

(事務局)ともに3年に1回の見直しで、時期も一緒であるため、整合性を図っていきます。

(委員)介護保険料については、今日決めなければいけないのではないのでしょうか。介護保険事業計画については意見が多数出ますので、先に介護保険料の議論をしませんか。

(会長)そのようなご提案が出ていますが順番を変えてもよろしいですか。それでは介護保険事業計画の諮問の答申(案)についてお願いします。

②第6期介護保険事業計画の諮問の答申(案)について

(事務局)第6期介護保険事業計画の諮問の答申(案)について説明

(委員)基金を取り崩して保険料を300円下げっていますが、これはこの場で決めることなのでしょうか。

(事務局)保険料設定については、介護保険条例によって議会の承認を得る必要があります。その前の段階でどのような金額にするのかの積算は事務局で行いますが、最終的な保険料の決定につきましては議会の承認を得る形になります。

(委員)ここで基金が無くなると次の改定の時には、保険料が一気に上がるわけでしょう。そういうことをここで論じていいのでしょうか。

(会長)答申書に盛り込む部分なので、協議会では基金を取り崩してはどうですかという提案なのです。決定ではないので別にそれでもかまわないのですが。

(委員)この基金というのは、これまで貯めたお金になります。それが1年で無くなるのは寂しい気分になり

ます。

(委員)確かに委員のおっしゃる通りです。現時点では4,600円ですが、このことを外部に発信していかないと、今心配していることが現実になります。第5期の時も300円近く引き下げています。きちんと計画通りに消化した場合には大きなダメージを受けますし、基金も尽きてしまいます。一番心配しているのはこの部分です。

(委員)今は補正を組まなくても介護保険は回っています。それは基金に残高があるからではないでしょうか。

(事務局)給付費が足りなくなった場合は、基金を取り崩して補正予算を組むことになります。補正予算を予定していないということは、給付費は予算内で賄え、基金を取り崩さないということでございます。現時点では、基金残高は約4億円程度でございます。

(委員)基金を取り崩せば4,300円で、基金を取り崩さなければ4,600円ということですか。

(事務局)その通りでございます。第5期においては、計画上では本来4,230円と試算しましたが、基金を取り崩すことで4,000円という金額に設定したものの、実際は給付費が見込みを下回ったため、基金はそのまま残る予定でございます。

(委員)第6期は4,600円にしたものの、基金を取り崩さなくても済むということですか。

(事務局)4,600円はあくまでも積算上の数値です。基金を財源としてあらかじめ300円を引き下げますが、実際の基金の取り崩しは、給付費の状況から検討していくこととなります。国の方針として、各保険者の基金の残高の50%以上を取り崩して保険料を下げるということになっており、介護保険料の負担を極力上げず、可能な限り低い金額で納めていただくということを目的としています。ただ、給付費を抑制することは出来ませんので、将来の給付費が足りなくなる可能性もあり、本当に足りなくなった時に使えるものが無いと困るという危険性もあります。しかしながら、それ以上に保険料の負担を下げるが必要と判断し、事務局としてはやれるぎりぎりの金額と考えております。

(委員)これでいいのですが、できれば基金を残すということも考えているのですか。

(事務局)年度が明けて給付費が確定し、基金として積めるものがあれば確かにありがたいと考えます。

(委員)ここでいう準備基金というのはあくまでも過去の余剰金ということですね。基本的に清算されるものを仮に財政赤字にならないためにということで必要になるわけです。実際に介護保険事業を運営していて、3年間の中で足りるか足りないかというのが出てきます。その際に1億円必要なのか2億円必要なのかという部分だと思います。それが事務局の判断ではかなり圧縮して、基金を取り崩しても財政面のフォローは出来るという判断でよろしいですか。

(事務局)そう考えております。

(委員) 三郷市では県内でも低い方ですが、全国平均で見ると4,600円でそれほど低くはないということですか。

(事務局) 全国的にも低い方だとは思いますが、さらに低い自治体もあると思います。

(会長) いずれにしても保険給付費のお金が余っていたから、その分を積み立ててきましたが、お金が足りなくなるということは想定していないのでしょうか。そういう想定をしていないから、これだけ基金を取り崩してもいいという前提があるわけですか。

(事務局) 給付費の推計にはある程度時間を掛けて推計しており、この推計値に大きな誤差が生じなければ、十分足りると考えております。

(委員) 40歳になって介護保険料を納め始める方と、65歳となって第1号被保険者になる方では、どちらが多いのですか。

(事務局) 第1号被保険者の方が多いと思います。

(委員) 第2号被保険者よりも第1号被保険者の方が多いのですか。基本的にそこを説明しないと給付費を上げるという意味が分かりません。

(事務局) 第2号被保険者はあまり給付費に関係してきません。40～64歳の第2号被保険者は、介護保険制度を支えていただいている方ではありますが、費用負担として、給付費の28%分を支えていただいております。人数に応じて負担していただいている訳ではございません。あくまでも給付費の28%分を第2号被保険者の負担分として、社会保険診療報酬支払基金から交付金としていただっており、三郷市の第2号被保険者数は影響してきません。

(委員) 市として第2号被保険者が増えたからといって保険料が安くなるわけではないのですか。

(事務局) 第2号被保険者の方の保険料は、社会保険診療報酬支払基金という1つ機関に集められ、各被保険者の給付費に合わせ、一律28%分が交付されるという仕組みとなっています。

(委員) 調整交付金については、先ほど話している人口の年齢構成で将来は変わらないのでしょうか。それとも、3年後は交付されるのかもしれないのでしょうか。

(事務局) 調整交付金については、将来的には交付される可能性はあります。給付費は各市町村の高齢化率や高齢者人口、要介護認定者等が多いところは必然的に高くなり、第1号被保険者の負担が増えてきます。地域格差が無くすことを目的として調整交付金があり、三郷市のように比較的若く、介護が必要とする人も多くないところは、調整交付金が交付されず、その分は保険料として負担していただくこととなります。三郷市も将来、高齢者が多くなり、介護保険の利用も増えていけば、同じように交付される可能性はありますが、これまで交付金を受けた実績はありません。第6期においても交付を受け

ることはないものと想定しています。

(委員)一応、交付されない形で想定しているということですね。

(事務局)給付費の財源の表では、国が25%、第1号被保険者が22%になっておりますが、これは平均的な表でございまして、三郷市の場合は国が20%、第1号被保険者が27%になるというイメージでございます。

(会長)介護保険を使いすぎると介護保険料が上がってしまうということですね。

(事務局)給付費と保険料は比例しますので、そのようになります。

(委員)保険料の上がる一番の要因としては高齢者人口の増加でしょうか。

(事務局)高齢者人口の増加は、最も関連が高い要因となります。

(委員)要因はいくつかあると思いますが、例えばサービスの充実や拡充等がある中で、増えた分の割合が見えればいいのですが、高齢者人口が伸びて、それがサービスの充実に反映されるというのが一番ではないでしょうか。

(事務局)三郷市においても高齢化率は年々上昇しており、給付費も毎年10%ずつ伸びています。

(委員)介護保険料の最終決定は議会になるわけですか。

(事務局)ここでの議論などを経て、事務局で条例案を提案し、議会の議決後に正式に決定されます。

③介護保険事業計画の詳細について

(事務局)続いて介護保険料段階について説明

(委員)第10段階の方が一番影響を受けるということでしょうか。今まではいくらだったのでしょうか。

(事務局)第5期では第7段階の72,000円でしたので、72,000円から87,700円に上昇します。

(委員)最高の第11段階の方はどのくらいいるのでしょうか。

(事務局)平成27年度の積算上の数値ではございますが970人になります。他の段階でございますが、第1段階は5,783人、第2段階は1,843人、第3段階は1,945人、第4段階は6,283人、第5段階は3,870人、第6段階は4,688人、第7段階は3,944人、第8段階は2,663人、第9段階は1,235人、第10段階は770人、合計で33,994人となります。

(委員)基準額より第4段階が多いということですね。

(事務局) 一般的には基準額の第5段階の方が一番多くなるのですが、三郷市の場合は第4段階の方が多いという状況です。

(委員) 利用者負担が2割となる方は、第7段階のところの所得額が160万円で分かれますが、何人と何人になるとに分かれるのですか。

(事務局) 積算が出来ておりません。2割負担の制度が始まるのは、平成27年8月からとなります。国の資料によると本人の合計所得額が160万円以上の方が2割に変わります。ただし、同一世帯の年金収入と合計所得を足した金額も影響するため、保険料段階の中では区別することはできません。

(委員) 遺族年金は加味されますか。

(事務局) 保険料算定上では、遺族年金等の非課税年金は収入とみなしません。

(会長) 世帯というのは住民票上の世帯ということでしょうか。

(事務局) そのとおりです。

(事務局) 続いて施設整備について説明

(委員) 看護小規模多機能型居宅介護というのは、どのようなものでしょうか。

(事務局) これまで複合型サービスと呼ばれていたもので、平成27年4月から名称が変わる予定です。このサービスを1施設、整備することを考えています。また、大規模な施設については、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設をそれぞれ1施設整備したいと考えております。

(委員) 特別養護老人ホームの1施設は、みさとガーデンでしょうか。

(事務局) みさとガーデンは第5期に計画したものですので、第6期では新たな施設を計画しています。

(委員) 北部にはたくさんあるので、南部地区に整備してほしいと思います。小規模の特別養護老人ホームは考えていないのでしょうか。

(事務局) 第5期で計画・整備したので、第6期では考えておりません。また、地域密着型サービスについては、原則として公募により選定していくことを考えています。

(委員) 地域の区割りを見直すということになっていますが、施設整備についても、このことが前提になっているのでしょうか。地域ごとに異なるサービスがあると思いますので、地域でこういうことが必要とか、きめ細かな計画が出来ればと思います。

(事務局)地域の状況を踏まえながら圏域を選定していく必要があると思いますが、地区の設定についてはまだ検討中でございます。公募については地区限定の公募になってしまうこともありますし、選定する段階でそういったことも含めて検討していければと考えております。

(委員)市としてきめ細かく考えて、地域のニーズ、地域毎に考えていきたいと思います。

(委員)グループホームは2ユニットの18人となっていますが、3ユニットは考えていないのでしょうか。

(事務局)現時点では1施設2ユニットになっているのですが、今度は条例改正が予定されておりまして、支障が無ければ3ユニットまで増やすことが出来ますが、計画の段階では2ユニットを想定しております。

(会長)圏域によって、施設の整備状況に差があるということですので、平準化を図るという表現を入れるのはどうでしょうか。

(委員)それは良い言葉ですね。

(委員)住み慣れた地域で住んでいけるようにするというのが良いと思います。

(会長)地域の平準化を入れていただくということでよろしいでしょうか。次に進ませていただきます。

(事務局)続いて介護保険サービスの利用料負担の軽減について説明

(委員)これで良いと思います。

(事務局)続いて地域支援事業について説明

(委員)少し戻りますが、4番のところで援助してもらう人がよく理解していないという話がありましたが、どのくらいの方が利用料助成制度を利用しているのでしょうか。

(事務局)31ページに利用料助成制度のことを書かせていただいております。対象者が保険料段階と合致しているわけではありません。所得だけの基準ではなく、資産があり、実質的な扶養を取っているかどうかということも要件になっております。所得段階の低い方すべてが対象者になるという制度ではなく、あくまでもサービスの1割の負担が難しい方に対して、助成する制度でございます。

(委員)助成を希望する方は、申請が必要なののでしょうか。利用者も高齢になって自分が申請出来なくなるので、介護する人が申請することになるかもしれませんが、金がかかって心配という気持ちに陥らずに済むようにしていただけたらと思います。

(事務局)利用料助成制度については、希望する際に申請をいただいております。助成決定後の支給手

続きについては、ある程度自動で行っています。

(会長) 答申の中では、どの制度か分かりにくいので利用料助成制度という表現ではどうでしょうか。

(委員) 現行を維持するという内容だったかと思いますが、以前は計画には載っていて、広報には載っていなかったと思います。今後は広報や介護保険の手引きに載せるのでしょうか。

(事務局) これまでも広報には掲載し、周知しております。今後は、どのように掲載していくか検討中ですが、何かしらの周知は考えていきたいと思います。

(会長) 表現を修正して載せるということでよろしいですか。5番目の地域支援事業については、いかがですか。

(委員) 介護は、在宅と施設がありますが、在宅で介護というと通所が中心ですね。

(委員) 在宅は無くてもいいと思います。「医療・介護の連携」でもいいと思います。

(委員) 在宅居住者がいるでしょう。地域包括ケアがあるわけです。

(会長) 文言の修正を検討いただければと思います。議題については以上で終了になります。事務局、よろしく願いいたします。

5. 事務連絡

(事務局) この答申につきましては、2月5日に市長に手渡しする予定でございます。会長にも出席いただく予定になっております。

6. 閉会